

学校支援アドバイザー派遣事業実施要項

令和 8 年 4 月 1 日
香川県教育委員会
義務教育課

1 趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、相談活動等を行う教職員やスクールソーシャルワーカー等（以下、「教職員等」という。）に対して助言及び援助を行う学校支援アドバイザーを配置し、教育相談体制の充実を図る。

2 学校支援アドバイザー

学校支援アドバイザーは、福祉や心理の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者のうち、次の職務内容を適切に遂行できる者とする。

- ・ 教職員等への指導・助言・情報提供
- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

3 事業の内容

学校支援アドバイザーは、学校又は市町（学校組合）教育委員会からの要請に応じて、教職員等への助言及び援助を行う。

(1) 校内指導体制への支援

- ① 校内ケース会議等における情報の共有、問題の改善に向けてのプランニング・サポート
- ② 問題を抱えた児童生徒に関わる教職員へコンサルテーション

(2) 教職員等の研修プログラムの作成

(3) スクールソーシャルワーカー等月例研修会の企画・運営、並びにスクールソーシャルワーカーを対象としたスーパービジョン

- ・ 個人スーパービジョン ・ グループスーパービジョン ・ ピアスーパービジョン
- ・ ライブスーパービジョン

(4) 関係機関等とのネットワークの構築及び連携・調整

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育相談に関する業務

4 実施形態

学校支援アドバイザーは、県教育センターに 2 名配置し、県教育センター所長の許可により活動を行う。

5 手続き

学校支援アドバイザーの活用を希望する場合は、県教育センター教育相談課に電話にて予約を申し込む。教職員等が県教育センターに来所する場合は、書類の提出は不要だが、学校支援アドバイザーの学校等への派遣を希望する場合は、電話による派遣要請の後、「(様式 1) 学校支援アドバイザー派遣申請書」を県教育センター長宛に提出する。

小・中学校長等 →

(様式 1)

県教育センター所長 →

義務教育課長

市町教育委員会教育長 →

(様式 1 の写し)

【電話予約】 香川県教育センター教育相談課 (087-813-0945) にて受付